令和７年度

事 業 概 要

広島市食肉衛生検査所

目　　　次

Ⅰ　検査所の概要
1　検査所の沿革 ･････････････････････････････････････ 1
2　根拠法令及び関連法令 ････････････････････････････ 1
3　業務 ･･ 2
4　組織機構 ･･ 2
5　施設 ･･ 3
6　手数料に関する規定 ･･･････････････････････････････ 5
7　事業予算 ･･ 6

Ⅱ　検査の概要
1　月別と畜検査頭数 ･････････････････････････････････ 7
2　年度別と畜検査頭数（過去１０年） ････････････････ 8
3　措置別頭数 ･･ 9
4　年度別措置別頭数（過去５年） ････････････････････ 10
5　精密検査等検査実績 ･･･････････････････････････････ 11
6　外部検証 ･･ 12

Ⅲ　調査研究
調査研究一覧（過去１０年） ･････････････････････････ 13
令和７年度調査研究 ･･･････････････････････････････････ 15
・と畜場における牛のカンピロバクター属菌実態調査
・分別推定法における ST 合剤の感受性パターン検証

Ⅳ　その他の事業
1　食肉に関する衛生教育 ････････････････････････････ 19
2　と畜検査結果のフィードバック ････････････････････ 19
3　輸出食肉 ･･ 19
4　実習等の受入れ ････････････････････････････････････ 19

Ⅰ　検査所の概要

１　検査所の沿革

大正　４年	４月	広島市福島町に市営と場移転設置
昭和 20 年	８月	原爆により被災・倒壊
22 年	１月	と場施設応急復旧工事
25 年	４月	広島県から広島市にと畜検査業務移譲
28 年	８月	「と畜場法」制定
34 年	１月	と畜場全面改修
35 年	２月	検査業務を産業局(現経済観光局)から衛生局（現健康福祉局）に移管
35 年	５月	「広島市と畜検査所」開設　108 ㎡
39 年	４月	「広島市食肉衛生検査所」に改名
42 年	４月	検査所新館完成　475 ㎡
42 年	10 月	病畜隔離検査室の設置　28 ㎡
54 年	４月	行政組織機構改革(二係制となる)
63 年	４月	と畜検査管理システム稼働
平成　４年	４月	広島市草津港一丁目に「広島市と畜場」移転設置
同	上	同上「広島市食肉衛生検査所」移転設置　1,137 ㎡
30 年	１月	タッチパネル式と畜検査管理システム稼働

２　根拠法令及び関係法令

(1) 根拠法令

と　畜　場　法	(昭和 28 年　８月　１日　法律第 114 号)
と畜場法施行令	(昭和 28 年　８月 25 日　政令第 216 号)
と畜場法施行規則	(昭和 28 年　９月 28 日　厚生省令第 44 号)
広島市と畜場法施行細則	(昭和 59 年　３月 31 日　規則第 44 号)
広島市一般と畜場の構造設備に関する条例	(平成 15 年　３月 20 日　条例第 23 号)
食　品　衛　生　法	(昭和 22 年　12 月 24 日　法律第 233 号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成 14 年　６月 14 日　法律第 233 号)
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則	(平成 14 年　７月　１日　厚生省令第 89 号)

(2) 関係法令

家畜伝染病予防法	(昭和 26 年　５月 31 日　法律第 166 号)
化製場等に関する法律	(昭和 23 年　７月 12 日　法律第 140 号)
広島市と畜場条例	(昭和 28 年　12 月 23 日　条例第 55 号)
広島市と畜場業務規則	(昭和 28 年　12 月 23 日　規則第 92 号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和 25 年　５月 30 日　農水省令第 44 号)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律	(令和元年　11 月 27 日　法律第 57 号)

３　業　　務

(1)　広島市事務組織規則

（食肉衛生検査所）

第 41 条　食肉衛生検査所を次のとおり設置する。

名　　　　称	位　　　　　　置
広島市食肉衛生検査所	広島市西区草津港一丁目 11 番 1 号 広島市中央卸売市場食肉市場内

２　食肉衛生検査所においては、次に揚げる事務を所掌する。

(1)　と畜場の設置許可並びにと畜場の使用料及びとさつ解体料の認可に関すること。

(2)　獣畜のとさつに関する公衆衛生上必要な指示及び措置に関すること。

(3)　獣畜のとさつ、解体等の検査に関すること。

(4)　食肉衛生検査所の庶務に関すること。

３　食肉衛生検査所に次の係を置く。

第一検査係

第二検査係

(2)　広島市と畜場業務規則

（開場時間）

第 3 条　と畜場の開場時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合においては、開場時間外の使用を許可することがある。

４　組 織 機 構

(1)　組織機構

健康福祉局 ―― 健康福祉企画課

健康福祉局 ―― 保　健　部 - - - - 食肉衛生検査所

（健康福祉企画課 ⋮ 食肉衛生検査所）

(2)　職員構成　　　　　　（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	所　長	第一検査係	第二検査係	計
所　　長（獣 医 師）	1			1
次　　長（獣 医 師）		1	1	2
専 門 員（獣 医 師）		1		1
主任技師（獣 医 師）		1	2	3
獣 医 師		2	4	6
会計年度任用職員（獣 医 師）		2	2	4
会計年度任用職員（事務補助）		1		1
計	1	8	9	18

５　施　設

（１）　検査所配置図

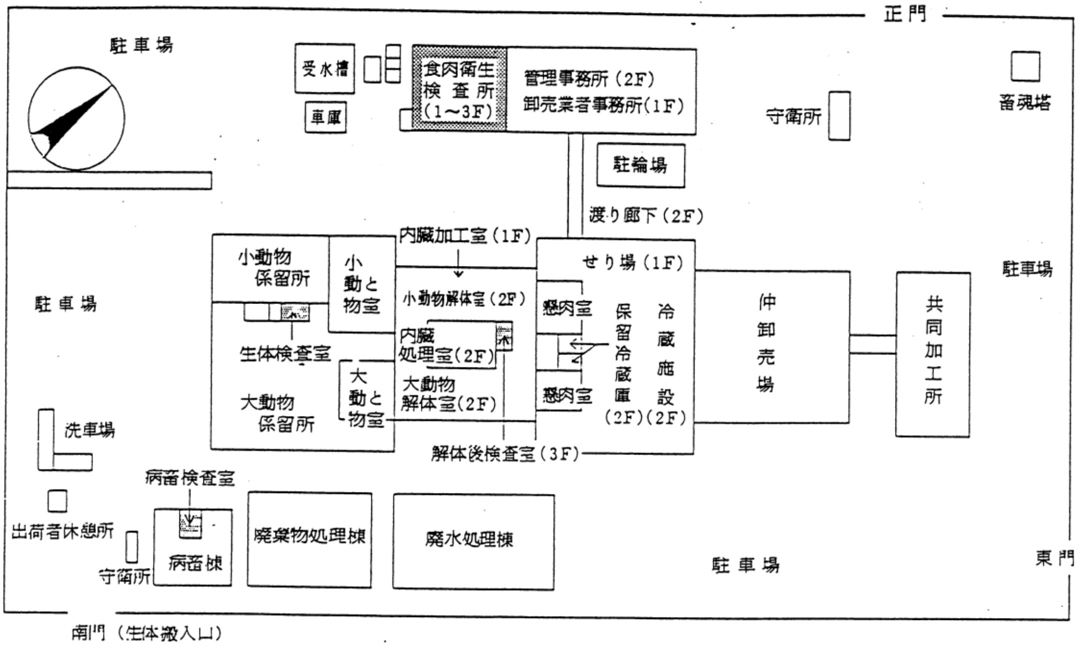

正門
駐車場
受水槽
車庫
食肉衛生検査所（1～3F）
管理事務所（2F）
卸売業者事務所（1F）
守衛所
畜魂塔
駐輪場
渡り廊下（2F）
内臓加工室（1F）
せり場（1F）
小動物保留所
小動と物室
小動物解体室（2F）
懸肉室
保留冷蔵庫（2F）
冷蔵施設（2F）
仲卸売場
共同加工所
駐車場
生体検査室
内臓処理室（2F）
大動物保留所
大動と物室
大動物解体室（2F）
洗車場
解体後検査室（3F）
病畜検査室
出荷者休憩所
守衛所
病畜棟
廃棄物処理棟
廃水処理棟
東門
南門（生体搬入口）

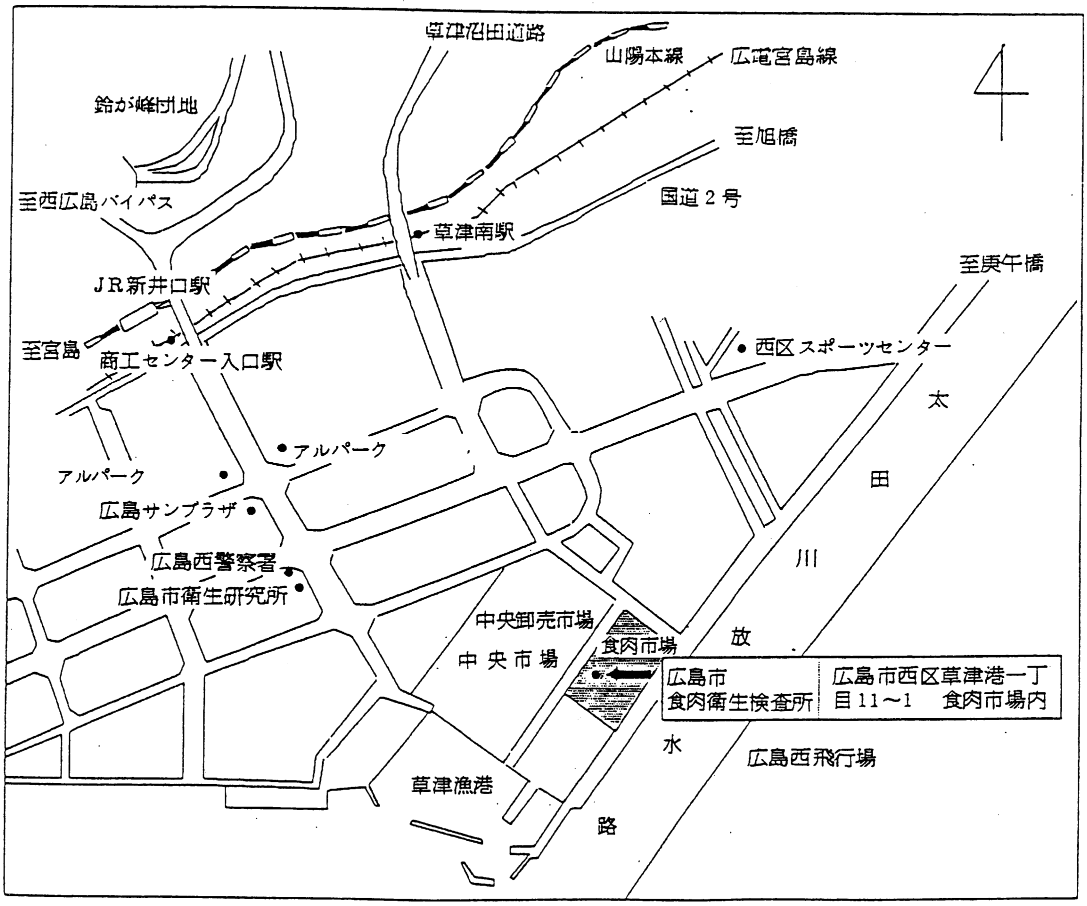

草津沼田道路
山陽本線
広電宮島線
鈴が峰団地
至旭橋
至西広島バイパス
国道２号
草津南駅
至庚午橋
JR新井口駅
至宮島
商工センター入口駅
西区スポーツセンター
太田川
アルパーク
アルパーク
広島サンプラザ
広島西警察署
広島市衛生研究所
中央卸売市場
中央市場
食肉市場
放水路
広島市食肉衛生検査所
広島市西区草津港一丁目11～1　食肉市場内
草津漁港
広島西飛行場

（2）検査所平面図

1 階

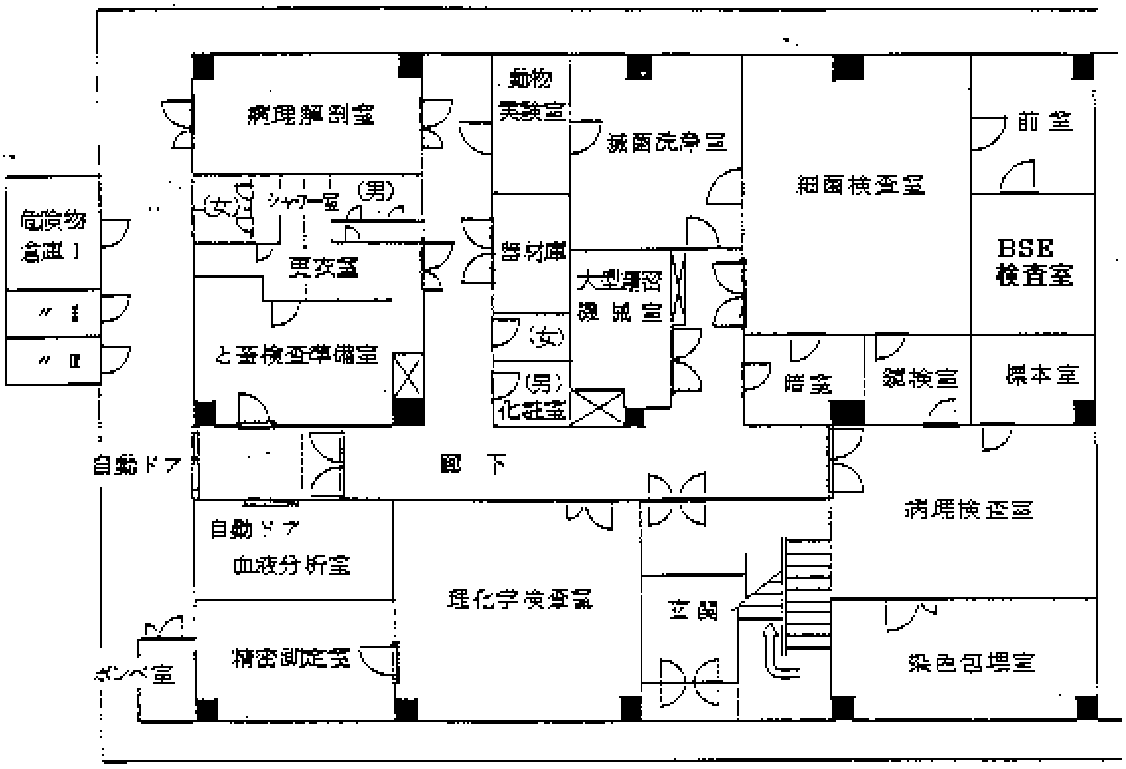

2 階

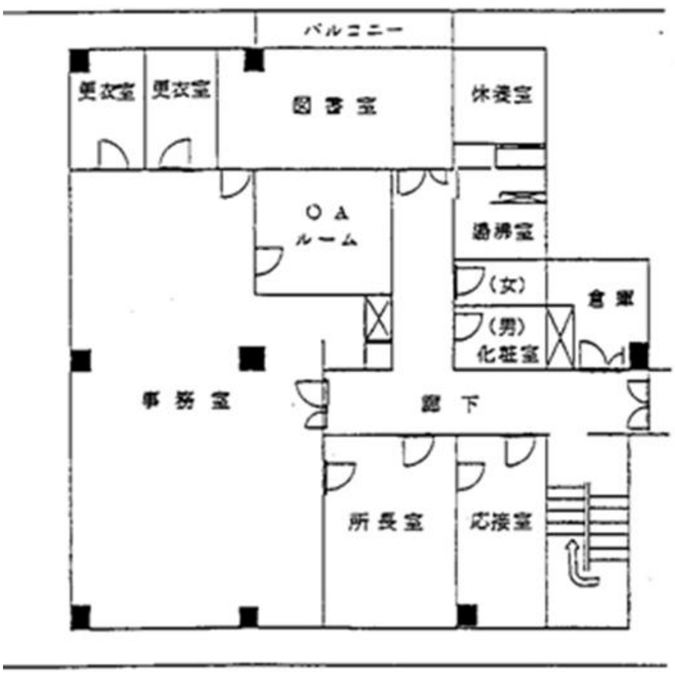

3 階

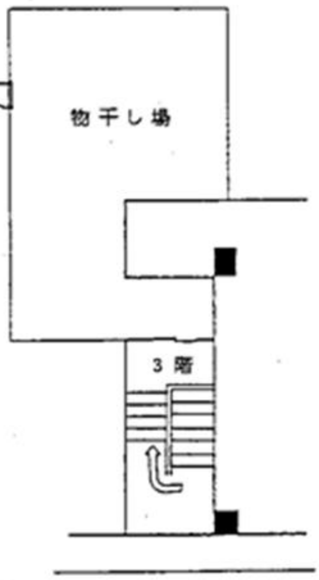

（食肉市場管理棟内）
検査所１階　522.64 m²
検査所２階　355.48 m²
検査所３階　159.65 m²

（食肉市場本館棟内）
生体検査室　20.28 m²
解体後検査室　49.99 m²

（食肉市場病畜棟内）
病畜検査室　28.50 m²

延床面積　1,136.54 m²

６　手数料に関する規定

(1) 広島市証明等手数料条例　第２条（抜粋）

区　　　　　　　分	１件当たりの額
とさつ解体検査証明手数料	３５０円
と畜検査合格済証明手数料	

(2) 広島市衛生関係手数料条例第２条及び広島市と畜場業務規則第６条（抜粋）

（平成 31 年 10 月 1 日改正）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　　　　　　分</th><th colspan="2">１頭当たりの額</th></tr>
<tr><th>と畜場開場
時間内</th><th>と畜場開場
時間外</th></tr>
<tr><td rowspan="2">と畜検査手数料</td><td colspan="2">牛（体重７５kg以上）
馬</td><td>５８０円</td><td>１，１６０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">牛（体重７５kg未満）
豚
めん羊
山羊</td><td>２３０円</td><td>４６０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">と畜場使用料*</td><td rowspan="2">牛・馬</td><td>体重７５kg以上</td><td>４，４３２円</td><td>５，５４１円</td></tr>
<tr><td>体重７５kg未満</td><td>１，３３４円</td><td>１，６６５円</td></tr>
<tr><td colspan="2">豚</td><td rowspan="2">１，３３４円</td><td rowspan="2">１，６６５円</td></tr>
<tr><td colspan="2">めん羊及び山羊</td></tr>
</table>

＊：病畜の場合の使用料の額は、この表に掲げる額の 1.5 倍の額とする。

備考：と畜場の開場時間は、午前８時３０分から午後４時までとする。

（広島市と畜場業務規則第３条第１項）

７　事業予算

（単位：千円）

区分	科　　　　　目	令和６年度 決　算	令和７年度 決　算	令和８年度 予　算
歳入	と　畜　検　査　手　数　料	16,864	21,267	17,663
	とさつ解体検査証明手数料	66	46	73
	と畜検査合格済証明手数料	6	5	10
	保　健　衛　生　費　補　助　金	605	660	660
歳出	旅　　　　　　　費	321	392	496
	需　　　用　　　費	10,517	12,633	10,754
	役　　　務　　　費	278	350	291
	委　　　託　　　料	19,114	19,706	20,258
	使　用　料　及　び　賃　借　料	3,704	3,705	3,705
	備　　品　　購　　入　　費	7,963	897	1,300
	負担金、補助金及び交付金	64	81	82
	公　　　課　　　費	0	7	0

Ⅱ　検査の概要

１　月別と畜検査頭数

検査年月		牛 75Kg以上	牛 75Kg未満	馬	豚	めん羊	山羊	計
令和７年	４月	638	0	0	4,524	3	0	5,165
	５月	500	0	0	4,702	4	2	5,208
	６月	591	0	0	5,260	3	0	5,854
	７月	708	0	0	5,794	1	1	6,504
	８月	428	0	0	5,003	2	0	5,433
	９月	592	0	0	6,028	2	0	6,622
	10月	551	0	0	7,424	1	0	7,976
	11月	711	0	0	7,069	4	2	7,786
	12月	914	0	0	7,192	2	0	8,108
令和８年	１月	554	0	0	7,253	1	0	7,808
	２月	554	0	1	6,624	2	0	7,181
	３月	556	0	0	7,158	1	0	7,715
計		7,297	0	1	74,031	26	5	81,360

（単位：頭数）

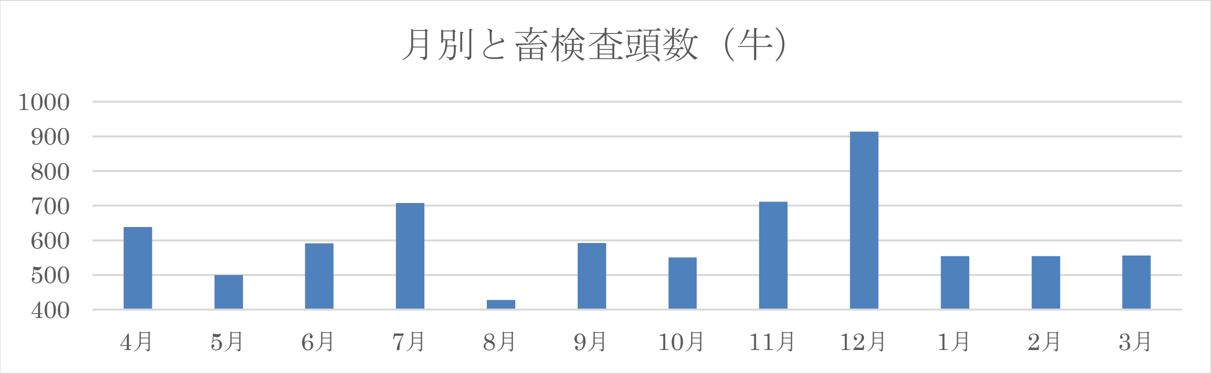

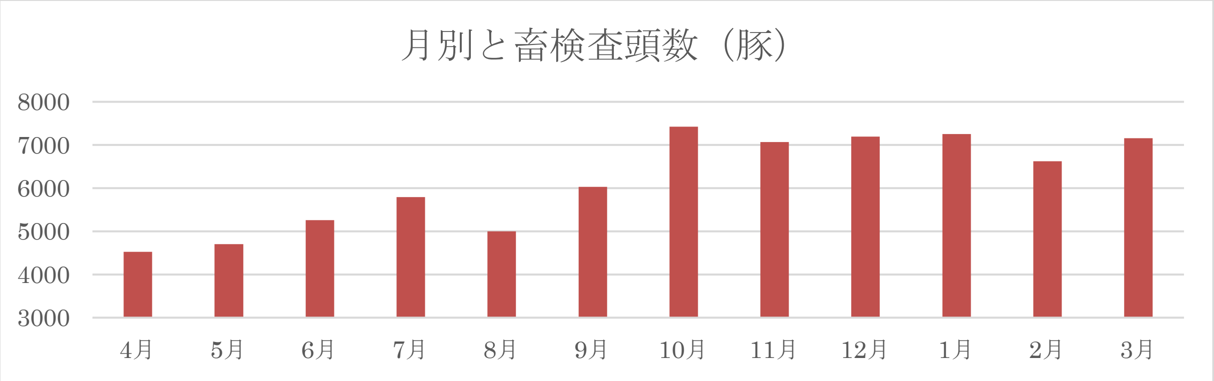

２　年度別と畜検査頭数（過去 10 年）

年度	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
	75Kg以上	75Kg未満					
平成 28 年度	7,107	26	4	65,713	32	4	72,886
平成 29 年度	7,170	20	4	63,862	16	7	71,079
平成 30 年度	7,451	21	2	63,164	16	4	70,658
平成 31 年度	7,548	2	3	61,192	26	4	68,775
令和 2 年度	7,634	1	3	60,721	23	7	68,389
令和 3 年度	7,534	2	3	56,356	29	60	63,984
令和 4 年度	7,610	3	4	56,958	42	23	64,640
令和 5 年度	7,604	1	0	53,695	40	15	61,355
令和 6 年度	7,836	2	0	53,526	28	7	61,399
令和 7 年度	7,297	0	1	74,031	26	5	81,360

（単位：頭数）

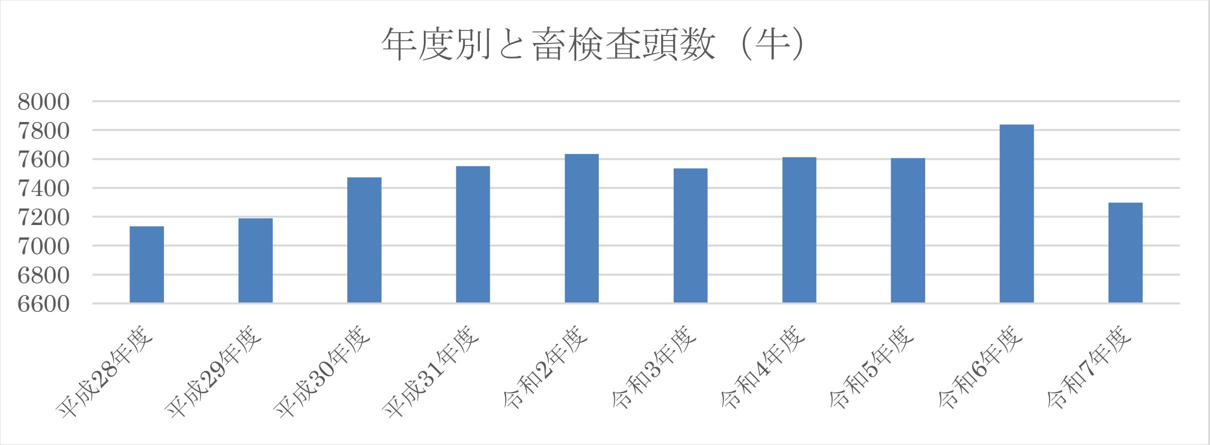

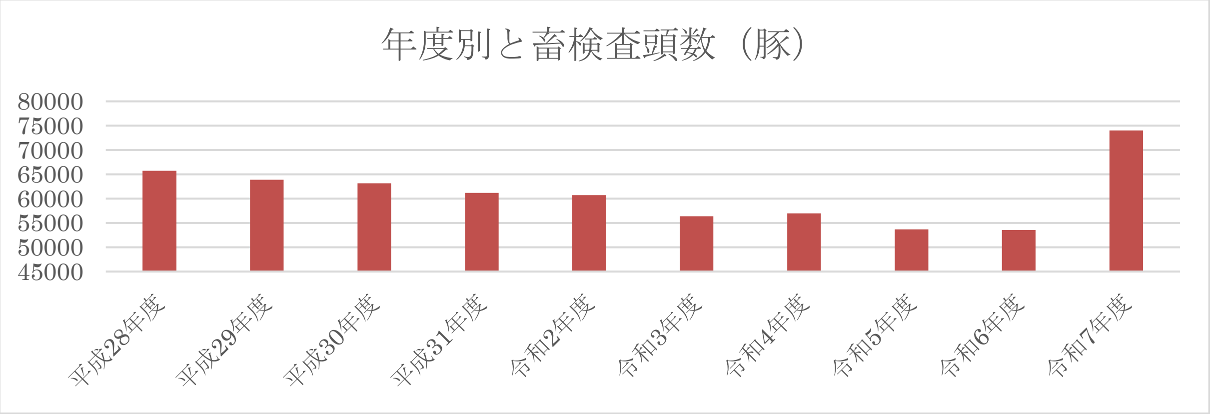

３　措置別頭数

措　置	疾病又は異常等	牛		馬	豚	めん羊	山羊	計
		75Kg以上	75Kg未満					
とさつ禁止	尿毒症	4	0	0	0	0	0	4
	計	4	0	0	0	0	0	4
解体禁止	検査後死亡	1	0	0	1	0	0	2
	計	1	0	0	1	0	0	2
全部廃棄	白血病	0	0	0	3	0	0	3
	豚丹毒				20			20
	膿毒症	9	0	0	70	1	0	80
	敗血症	5	0	0	23	0	0	28
	尿毒症	1	0	0	3	0	0	4
	黄疸（高度）	0	0	0	1	0	0	1
	水腫（高度）	20	0	0	2	0	0	22
	腫瘍（多発性）	0	0	0	1	0	0	1
	炎症（全身性）	33	0	0	0	0	0	33
	変性（全身性）	2	0	0	3	0	0	5
	牛伝染性リンパ腫	26	0					26
	計	96	0	0	126	1	0	223

（単位：頭数）

４　年度別措置別頭数（過去５年）

年度	措　置	牛 75Kg以上	牛 75Kg未満	馬	豚	めん羊	山羊	計
令和３年度	とさつ禁止	9	0	0	3	0	0	12
	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
	全部廃棄	117	0	0	86	0	1	204
	一部廃棄	6,889	2	3	49,610	16	46	56,566
	病変なし	518	0	0	6,656	13	13	7,200
令和４年度	とさつ禁止	4	0	0	0	0	0	4
	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
	全部廃棄	109	0	0	57	1	0	167
	一部廃棄	7,032	3	3	48,768	31	19	55,856
	病変なし	464	0	1	8,132	10	4	8,611
令和５年度	とさつ禁止	8	0	0	0	0	0	8
	解体禁止	0	0	0	1	0	0	1
	全部廃棄	78	0	0	45	0	0	123
	一部廃棄	7,144	1	0	44,925	25	12	52,107
	病変なし	374	0	0	8,724	15	3	9,116
令和６年度	とさつ禁止	4	0	0	2	0	0	6
	解体禁止	1	0	0	0	0	0	1
	全部廃棄	121	0	0	100	0	0	221
	一部廃棄	7,375	2	0	45,788	21	6	53,192
	病変なし	335	0	0	7,636	7	1	7,979
令和７年度	とさつ禁止	4	0	0	0	0	0	4
	解体禁止	1	0	0	1	0	0	2
	全部廃棄	96	0	0	126	1	0	223
	一部廃棄	6,840	0	1	63,729	17	3	70,589
	病変なし	356	0	0	10,175	8	2	10,551

（単位：頭数）

※一部廃棄には「病変のみで無廃棄のもの」を含む。

５　精密検査等検査実績

（１）　精密検査件数

分　　類	項　　目	件数
生体検査時の精密検査	血液・生化学検査等	231
保留畜の精密検査	細菌検査	198
	理化学検査	5
	病理組織学的検査	30
	病理学的確認検査	60

（２）　病理学的検索件数

区分	病理学的検索
牛	32
豚	20
計	52

（３）　残留動物用医薬品等検査件数

①　残留動物用医薬品等モニタリング検査

区分	抗生物質 （簡易検査法）	動物用医薬品
牛	28	0
豚	29	0
結果	すべて陰性	－

（単位：件数）

②　保留畜の残留抗生物質検査

区分	抗生物質 （簡易検査法）
牛	20
豚	34
結果	すべて陰性

（単位：件数）

６　外部検証

（１）　記録検査
12 回実施。（月１回）

（２）　現場検査
155 日実施。（原則、毎開場日）

（３）　切除法を用いた微生物試験

区分	生菌数	腸内細菌科菌群数
牛	60	60
豚	60	60
計	120	120

（単位：件数）

Ⅲ　調査研究

調査研究一覧（過去 10 年）

年度	演　　　　題	学　会　名	発 表 者
R7	と畜場における牛のカンピロバクター属菌実態調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	仙田　佳織
	分別推定法における ST 合剤の感受性パターン検証	全食協中国・四国ブロック技術研修会	篠塚　康佑
R6	と畜検査データから得られた豚の尿細管間質性腎炎に関する一考察	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	国広　彩耶 篠塚　康佑
	広島市と畜場における牛伝染性リンパ腫の発生状況について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	西村　崇志
R5	と畜場における豚のサルモネラ属菌保有状況調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	横山　雄一 篠塚　康佑
	めん羊のＢ細胞性リンパ腫の一例	全食協中国・四国ブロック技術研修会 全国公獣協調査研究発表会	奥田　美香
	大学と連携した獣医学部学生を対象としたと畜検査研修の実施について	生活衛生関係業績発表会	国広　彩耶
R4	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について（第２報）	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	重松　紗希
	LC-MS/MS を用いた食肉中の動物用医薬品一斉分析法の妥当性評価	全食協中国・四国ブロック技術研修会	篠塚　康佑
R3	牛伝染性リンパ腫ウイルス遺伝子の検出状況について	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	岡田　有香
		全食協中国・四国ブロック技術研修会	国広　彩耶
	広島市と畜場における HACCP 外部検証の実施について	生活衛生関係業績発表会	奥田　美香
R2	広島市と畜場に搬入された牛の SFTS ウイルスの浸潤状況調査について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	岡田　有香
H31	肥育牛における地方病性牛白血病の発症リスクに関する一考察	広島県獣医学会	兼重 裕美子

	公務員獣医師増加に向けて行ったアンケート調査について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	重松　紗希
H30	広島市と畜場における豚のリンパ腫の発生状況について	広島県獣医学会	吉村 奈津子
	タッチパネル式と畜検査管理システムの導入について	全食協中国・四国ブロック技術研修会	島本　琢士
	広島市と畜場に搬入された牛における住肉胞子虫感染実態調査について	生活衛生関係業績発表会	前田　紗希
H29	牛及び豚の盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	平本　佳織
	地方病性牛白血病診断の生体検査における補助診断マーカーの検討	全食協中国・四国ブロック技術研修会 全国公獣協調査研究発表会	中川　剛志
H28	広島市と畜場における地方型牛白血病の発生状況と各種検査所見の検討	広島県獣医学会 獣医学術中国地区学会	中川　剛志
	牛盲腸便におけるカンピロバクター属菌保有状況調査	全食協中国・四国ブロック技術研修会	村田　清香

公衆衛生

と畜場における牛のカンピロバクター属菌実態調査

〇仙田佳織[1)]　西村崇志[1)]　尾畑美帆[2)]　末永朱美[1)]　花木直喜[1)]
1) 広島市食肉衛生検査所 2) 公益財団法人広島市農林水産振興センター

1. はじめに：当所では、以前より牛におけるカンピロバクター属菌の保有状況や薬剤耐性等を調査してきた。近年、*Campylobacter jejuni/coli*（以下 *C. j/c*）について PCR により簡易に型別できる mP-BIT や PennerPCR 等の検査法が報告されている。そこで今回、と畜場に搬入された牛の *C. j/c* の保有状況および薬剤耐性について調査し過去データとの比較を行い、さらに mP-BIT および PennerPCR により遺伝子型別を行ったところ、若干の知見を得たので報告する。

2. 材料および方法：2023 年 9 月から 2025 年 5 月に管内と畜場に搬入された牛の直腸便 109 検体を採取し、増菌、分離培養後、生化学試験を行い *C. j/c* の分離同定を行った。同定した菌株について、ディスク拡散法による薬剤感受性試験を行い、mP-BIT を用いた病原遺伝子等の有無をスコアリングすることによる型別判定を行った。*C. j* については PennerPCR による型別を行った。

3. 成　績： 牛の直腸便 109 検体中 55 検体（50.5%）から *C. j/c* が分離され、38 検体が *C. j*、17 検体が *C. c* であった。薬剤感受性試験の結果、NA、CIP、TE　に対する耐性率が、*C. j* では 50%を超え、*C. c* では 70%を超える結果となった。mP-BIT および PennerPCR による型別試験の結果、同一型の株が同一の農場から複数検出された事例が３例、複数農場から検出された事例が４例あった。

4. 考　察：*C. j* よりも *C. c* において NA、CIP 及び TE に対する薬剤耐性率が高く、両種とも当所の過去データよりも耐性率が上昇している傾向が認められた。また遺伝子型については、同一農場での検出は常に同一型といった傾向や、特定の型が特定の農場で検出されるといった傾向は認められなかった。今後も継続的に調査を行い、耐性株の出現率や遺伝子型の実態把握を行いたい。

分別推定法における ST 合剤の感受性パターン検証

広島市食肉衛生検査所　○篠塚　康佑、黒木　雅人、鈴木　康仁

はじめに

当所では、抗生物質の残留のモニタリング検査として、頸部の筋肉を用いた簡易検査法を実施している。簡易検査法で陽性となった場合、同様に頸部の筋肉を検体として分別推定法を実施することになっている。分別推定法ではその感受性パターンから薬剤の系統を推定するが、そのパターンが規定されていない薬剤系統も存在する。

ST 合剤は細菌の葉酸合成経路を異なる段階で阻害することを目的として、サルファ剤と葉酸代謝拮抗薬の 2 種類を組み合わせた製剤であり、感受性パターンが規定されていない薬剤系統の一つである。また、臨床で肺炎の治療等に使用され、枝肉に残留する可能性があるため、モニタリング時の検出もあり得る薬剤である。

そこで、本研究では、ST 合剤についてモニタリング時の検出を想定し、ST 合剤の標準溶液を添加して分別推定法での感受性パターンを検証した。また、ST 合剤に使用されているサルファ剤及び葉酸代謝拮抗薬について、単体での感受性パターンを検証し、結果を比較した。

材料及び方法

（1）薬剤

一般的に臨床で ST 合剤に使用されるスルファメトキサゾール（以下 SMX）とトリメトプリム（以下 TMP）の組み合わせ（以下 ST1）及びスルファモノメトキシンとオルメトプリムの組み合わせ（以下 ST2）について検証した。

また、臨床で使用されることの多い ST1 については、合剤に加えて SMX と TMP それぞれの薬剤単体についても併せて検証した。

（2）分別推定法における感受性パターン試験

薬剤の残留がない豚の筋肉検体に、薬剤の標準溶液を検体中の濃度が 1、2、5ppm となるよう添加し、通知法[1)] に従い分別推定法を実施した。

また、ST 合剤は臨床で使用されている薬剤に合わせた比率で調製した。

検査用平板の試験菌は、*Bacillus subtilis*（以下 BS）、*Bacillus cereus*（以下 BC）、*Kocuria rhizophila*（以下 KR)とした。

成績

ST 合剤の感受性パターン確認試験においては、ST1 と ST2 で多少異なるパターンで阻止円を形成した。（表 1）

ST1 では、5ppm 添加の A 液で BS 培地に阻止円を形成し、B 液で BS 培地及び BC 培地で阻止円を形成した。

ST２では、5ppm 添加の A 液の BS 培地で阻止円を形成し、5ppm 及び 2ppm 添加の B 液で BS 培地に阻止円を形成した。

ST 合剤では､いずれも既存の感受性パターンと一致しない特徴的なパターンを示した。

薬剤単体の感受性パターン確認試験においては、SMX で B 液の BC 培地で阻止円を形成し、TMP で B 液の BS 培地及び BC 培地で阻止円を形成した。（表 2）

SMX 及び TMP ともに、C 液の BC 培地で不鮮明な阻止円が認められた。

薬剤単体は､いずれも既存のテトラサイクリン系薬剤と同様の感受性パターンを示した。

表１　分別推定法における感受性パターン確認試験結果(ST合剤)

薬剤	試験液	薬剤濃度（ppm）								
		5			2			1		
		試験培地								
		BS	BC	KR	BS	BC	KR	BS	BC	KR
ST1	A	＋	－	－	－	－	－	－	－	－
	B	＋	＋	－	＋	－	－	＋	－	－
	C	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ST2	A	＋	－	－	－	－	－	－	－	－
	B	＋	－	－	＋	－	－	－	－	－
	C	－	－	－	－	－	－	－	－	－

＋：阻止円形成（14㎜以上）
－：陰性（阻止円14㎜未満）
±：阻止円が不鮮明

表２　分別推定法における感受性パターン確認試験結果(薬剤単体)

薬剤	試験液	薬剤濃度（ppm）								
		5			2			1		
		試験培地								
		BS	BC	KR	BS	BC	KR	BS	BC	KR
SMX	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	B	－	＋	－	－	＋	－	－	＋	－
	C	－	±	－	－	±	－	－	±	－
TMP	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	B	＋	＋	－	＋	＋	－	＋	＋	－
	C	－	±	－	－	±	－	－	±	－

＋：阻止円形成（14㎜以上）
－：陰性（阻止円14㎜未満）
±：阻止円が不鮮明

考察及びまとめ

分別推定法において ST1 及び ST2 は特徴的な感受性パターンを示した。

ST1 の感受性パターン確認試験の結果、A 液の BS 培地で阻止円形成が認められたことから、ST1 の感受性パターンは SMX と TMP の感受性パターンを単純に合わせたものにはならなかった。この原因としては、SMX と TMP の相乗効果による静菌作用の増強が見られた結果であると考えられた。

また、ST2 の感受性パターンは、B 液の BC 培地に阻止円形成が認められなかったが、5ppm 添加では A 液及び B 液の BS 培地で阻止円を形成しており、これは ST1 の感受性パターンと共通していた。

今回実験した 2 種の ST 合剤の感受性パターンで共通して見られた特徴は A 液及び B 液の BS 培地で阻止円を形成することであったが、ST 合剤の他にも感受性パターンが規定されていない薬剤は複数あり、今回認められたパターンが ST 合剤のみに特徴的なものではない可能性がある。実際、過去の報告によるとニューキノロン系薬剤であるオルビフロキサシンでも今回の結果と共通する感受性パターン(A 液及び B 液の BS 培地で阻止円形成)が報告されている[2)]。加えて、同報告ではマルボフロキサシン、ダノフロキサシンでは、ST1 と同様の感受性パターン（A 液及び B 液の BS 培地と B 液の BC 培地で阻止円形成）が報告されている[2)]。

今回の実験で見られた感受性パターンは ST 合剤特有のものとは言えないものの、分別推定法で ST 合剤が示すパターンについて知見を得ることができた。

このことから、モニタリング検査で残留薬剤が ST 合剤を残留している可能性が高い薬剤の一種として候補に挙げることができ、本研究により現場で実施する残留薬剤モニタリング検査について、薬剤推定に活用可能なデータが得られたといえる。

引用

1) 厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知 : 畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について,平成 6 年 7 月 1 日付け衛乳第 107 号
2) 十和田食肉衛生検査所 : 分別推定法におけるニューキノロン系及びセフェム系薬剤の感受性パターン検証について,令和 5 年度全国食肉及び食鳥肉衛生研究発表会紙面発表抄録

Ⅳ　その他の事業

１　食肉に関する衛生教育

事業名	内　容
「食検だより」発行	と畜場や食肉衛生検査所での業務紹介や、食肉衛生に関する普及啓発を広島市 HP に２回発行した。 ★第 80 号「令和６年度　と畜検査結果」（令和７年８月） ★第 81 号「牛黄について」（令和８年３月）

２　と畜検査結果のフィードバック

安全で安定した食肉の生産供給のため、と畜検査申請者には毎日、出荷者及び生産者等に、延べ 12 件と畜検査結果データを提供（フィードバック）した。

３　輸出食肉

広島市と畜場でと畜され、広島食肉市場株式会社(食肉処理場)で処理された牛肉・豚肉について、食肉衛生証明書を発行。

（１）認定状況

認定日	内　容
平成２２年１２月８日	香港向け輸出豚肉取扱施設
令和２年５月７日	マカオ向け輸出牛肉取扱施設
令和２年１２月４日	タイ向け輸出牛肉取扱施設

（２）発行件数（過去３年）

種別	令和５年度	令和６年度	令和７年度
香港向け輸出豚肉	0	0	0
マカオ向け輸出牛肉	0	0	0
タイ向け輸出牛肉	1	0	0

４　実習等の受入れ

実施日	事業名	受入人数
令和７年 ８月 18 日 ～22 日	体験型家畜衛生・公衆衛生実習	３名
令和８年 ３月 10 日 ３月 17 日	山口大学と畜検査研修	31 名